平成23年度 第18回税制調査会議事録

日 時:平成23年11月16日(水)17時45分~

場 所:中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

〇五十嵐財務副大臣

連日お疲れ様でございます。ありがとうございます。

ただいまから税制調査会を開催いたします。

本日は、要望にない項目及び過去の税制改正大綱において平成24年度の検討課題と された項目に関する審議の第3回目として、これまで取り上げられなかった項目につ いて審議を行います。

(カメラ退室)

○五十嵐財務副大臣

それでは、昨年度の税制改正大綱において、平成24年度改正における検討課題とされた項目のうち、これまで取り上げられなった項目について、その内容を御紹介いたします。

三谷政務官、福田政務官より、簡潔に御説明をお願いいたします。

〇三谷財務大臣政務官

それでは、「昨年度の大綱において検討課題とされていた項目等」の資料をお開きください。

国税に関する検討項目は1ページ目にまとめてあります。このうち既に議論を行った中小企業者向け租税特別措置と車体課税に関する項目以外の項目について説明します。

2ページ目、山林に関する相続税・贈与税についてですが、昨年度の大綱で納税猶 予制度を中心に検討することとされております。

これを受け、農林水産省からは、納税猶予制度の創設要望がなされております。納税猶予制度は、猶予期間を通じ一定の政策目的が達成されていることが前提となります。

したがって、留意点1にありますように、まず、「森林施業の集約化や路網整備の徹底等」といった政策目的の実現を担保する執行体制を整えていただくことが必要です。 その上で留意点2、政策目的を踏まえた天然林の扱い、留意点3、伐採・売却を前提とする立木の扱い、留意点4、納税を猶予する範囲といった点についても検討が必要と考えます。

次に、3ページ目、原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化・本則化についてすが、まず、石油石炭税における恒久化について申し上げます。

石油石炭税は、石油等の消費に広く負担を求め、石油対策の財源を確保する観点から創設された特定財源であることから、裨益するものは等しく負担をすることが原則

ですが、石油化学業界の国際競争力等への政策的配慮から、免税・還付の措置を講じていることを踏まえて検討する必要があります。

したがって、この政策的な必要性等については、今後とも不断の見直しを行ってい く必要があることから、期限付きの租税特別措置とする必要がございます。

次に、揮発油税等に係る本則化について申し上げます。

揮発油税等の免税・還付措置は、今後の産業構造の変化や技術革新の程度等を踏ま え、石油化学業界に求められる国際競争力などに関する政策的評価を検証しつつ、そ の必要性を判断していく必要があることから、本則化は不適当であると考えます。

次に、4ページ目、適格退職年金制度についてですが、昨年度の大綱では、24年3 月末をもって適格退職年金制度が廃止されるのに伴い、事業主が存在しないなどの事情により、他の年金制度への移行が困難な適格退職年金契約について、受給者保護の観点から、現行税制を継続適用するとの方針が示されております。

今後、この基本的な方向性に沿って適格退職年金契約の移行状況を確認しつつ、具体的措置の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5ページ目、配偶者控除についてですが、これまでの議論を整理しています。 まず、昨年の大綱では、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済 状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜 本的に見直す方向で検討することとされたところです。

更に、昨年12月に出された税制調査会の専門家委員会による中間報告では、アンダーラインを引かせていただいているとおり、見直すべきとの意見と、慎重に考えるべきとの両方の意見が見られたところです。

更に、次のページにありますように、昨年12月の民主党の提言では、配偶者控除の 見直しについては、個人所得課税の根本的な議論とも関わる議論でもあり、様々な論 点が残されている中、23年度税制改正では、慎重な判断を求めるとの指摘をいただき、 その結果、先ほど御紹介したとおり、昨年の大綱では、24年度税制改正以降の検討事 項と記載されたものです。

なお、この後、女性の社会進出の状況などについては、厚生労働省から御紹介をいただきたいと思います。

更に、7ページ目はたばこ税についてでございますが、先月の要望ヒアリングの際に峰崎委員から、平成22年度税制改正におけるたばこ税の引上げの影響に関し御質問がありました。その点についてデータ等をまとめておりますので、事務方から説明をさせます。

○住澤財務省主税局税制第二課長

御説明申し上げます。

7ページの右側を御覧いただきますと、先日の会議の際に辻副大臣から御説明がございましたとおり、22年10月にたばこ税の税率が引き上げられましたことに伴いまし

て、22 年度の紙巻たばこの販売数量は上の折れ線グラフのところにありますように、 2,102 億本ということで、前年度比 10%ほどの減少になっております。

その際、峰崎委員から、22 年度は 10 月からの引上げということでございましたので、 半年分の影響しか出ていないのではないかということで、もう少し子細な分析はない のかという御質問がございました。

8ページ、ここで 22 年 10 月を挟みまして、前後 1 年ずつのデータをまとめております。上の箱にございますように、引上げ前の 1 年間では 2,400 億本ほど、引上げ後の 1 年間では 1,700 億本ほどの数量がございます。ただし、この前の方には税率の引上げ前の駆込需要が含まれており、後ろの方の 1 年には反動減が含まれているということになっております。

この駆け込みを推計してみますと、おおよそ 200 億本程度と見込まれますので、前の1年では 2,200 億本ほどが実力、また後ろの1年では 1,900 億本ほどが実力と考えられます。この間の増減を率ではじいてみますと、大体 13%ぐらいの減があったものと考えられます。ただし、このうちここ数年は毎年 $4\sim5$ %程度の自然減が生じておりますので、これを除いて考えると、定価の改定に伴う影響は $8\sim9$ %程度であったものと推計されます。

なお、10ページに喫煙率の低下の状況も示しておりますので、併せて御覧ください。 以上です。

〇三谷財務大臣政務官

続いて、最後に11ページ目の番号制度についてですが、番号制度については、本年6月末に決定された社会保障・税番号大綱に沿って可能な限り早期に番号法案等を国会に提出すべく、現在、政府与党において精力的に準備が行われているところです。

番号法案の国会提出と併せ、税務分野においては、1つは、申告書・法定調書等の 記載事項に番号を追加すること。2つ目として、納税者による番号の告知や源泉徴収 義務者等による番号の確認などについて、法整備を図っていく必要がございます。

これらにつきましては、今後、番号法案の具体的内容が明らかになった段階で改めて当調査会で御議論をいただきたいと考えております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、福田政務官、お願いします。

○福田総務大臣政務官

それでは、お手元の資料、「検討項目等(地方税)」を御覧ください。

2ページ、事業仕分け対象独立行政法人等に係る固定資産税等の見直しについては、 平成23年度大綱において、平成24年度税制改正において検討を行うこととされております。

続きまして、5ページ、現在、行政刷新会議の「独立行政法人改革に関する分科会」 において独立行政法人の制度、組織の見直しについて改めて議論がなされている最中 でありますので、特例措置の見直しについてもこれらを踏まえて検討してまいりたい と考えております。

6ページ、土地改良区が創設非農用地換地を取得した場合における不動産取得税の 納税義務の免除措置についてでございます。

平成 23 年度大綱において、利用状況等を踏まえ、平成 24 年度税制改正において検討を行いますとされております。

本措置の利用状況につきましては、資料の留意点に記載しておりますとおり、平成22年度の適用件数は65件、適用金額は2,800万円でございました。これらを踏まえつつ、今後、事務的に調整を引き続き行ってまいります。

7ページ、事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置でございますが、平成23年度大綱において、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間、 真摯に議論し、結論を得ますとされております。

8ページ、特例措置の内容は2つあり、まず、1の社会保険診療報酬に対する実質的非課税措置については、国税の法人税においては原則課税とする一方、地方税である事業税は法律で一律に課税できない形となっております。また、2の医療法人の自由診療報酬に対する軽減税率については、保険外診療を対象に国税にはない軽減税率を一律に適用する措置でございます。

9ページ、前回、11月9日の税制調査会のヒアリングでの各団体の提出資料において、全国知事会だけではなく、連合や日本税理士会連合会からもこうした特例措置については見直すべきとの意見がございました。今後、このような御意見を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置についての具体的な検討を進める必要があると考えております。

10ページ、生命保険料控除等の政策的な控除については、平成23年度大綱において、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や、地域主権改革の推進などの観点等を踏まえ、その在り方を検討することとされております。

個人住民税については、税の基本的性格から、政策的な控除は原則として導入して おらず、また、生命保険料控除等により、毎年 1,600 億円以上の多額の減税額を地方 団体に生じさせていることなどを踏まえ、今後とも引き続き検討してまいりたいと考 えております。

12ページ、番号制度については、国税と同様に地方税分野においても必要となる対応について検討していただく必要があると考えております。

説明は以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

なお、ただいま福田政務官から御説明がありました生命保険料控除に関連いたしま して、金融庁の中塚副大臣から資料の提出がありました。お手元に配付をしておりま すので、御参考までに見ていただきたいと思います。

それでは、引き続いて、岩本農水副大臣から山林に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、また、辻厚労副大臣から配偶者控除に関する資料の提出がありますので、それぞれ簡潔に御説明をお願いいたします。

どうぞ、岩本副大臣。

○岩本農林水産副大臣

では、簡潔に説明申し上げます。

これは1年間ずっと議論を続けているわけでございますけれども、いずれにしても、何か手を打たないと跡継ぎがいなくなって、跡継ぎがやめて、森林を国が全部やれと言われてもなかなか厳しいわけであります。

お配りしている資料の 2ページ、これは一目で分かります。100ha~500ha の所有者の所得が 124 万円です。山持ちも 500ha 以上で 672 万円。ここから当然、住民税から何から税金を引かれるわけで、100ha~500ha を持っている方でさえ、124 万円は所得が月 10 万円です。それからいろいろな税金を引かれますと、5~6 万円で生活をしているという方々に対して相続税を払えといっても払えないわけであります。

例はたくさんあるんですけれども、群馬県でも平成 15 年~16 年の相続税を払えなくて、200ha を県に寄附して、どうぞ、県でやってくださいと。結局、県が管理しなくなってしまって、こういう状況であります。

財務省の御指摘は、一般の納税者と言い訳がつかないという御意見もあるかも分かりませんけれども、こういう方々は山を下りて、都会に出て、一般の納税者になりたいと言っているんです。他で働いて、ネクタイをつけて。そういう状況でございますので、何とぞ、相続税納税猶予制度の創設は御理解をいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、辻副大臣お願いします。

○辻厚生労働副大臣

資料を提出させていただいている2つを含め、厚生労働省に係る4つの御指摘をいただいておりますので、そのことについて意見を申し上げたいと思います。

まず、先ほど御指摘をいただきました、適格退職年金の廃止に関連することでございますけれども、平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度につきましては、昨年度の税制改正大綱において、いまだ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めることとされているところでございます。

そのため、厚生労働省におきましては、受託機関を通じて、残る適格退職年金の現 状把握と移行促進に努めてきたところでございます。この結果、現在までにその大半 については、確定給付企業年金など、他の年金制度に移行等が進んでおり、まだ残っ ている適格退職年金についても引き続き移行促進に努めていくこととしているところ でございます。

しかしながら、若干ではございますが、企業が倒産するなどにより、制度的に企業年金等に移行できないものもございますので、こうした場合について引き続き給付時等の課税について、優遇措置を継続していただきますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、お手元に資料をお配りしております、配偶者控除並びにたばこ税についてで ございます。

配偶者控除の見直しに関しましては、昨年度の大綱を踏まえ、社会経済状況の変化等の観点から、私どもが提起をさせていただいているところでございます。資料にございますように、平成9年以降、共働き世帯は専業主婦世帯を上回り、その後も増加を続けておるところでございます。日本の女性の年齢階級別の就業率の形状を示した、いわゆるM字カーブも上方にシフトしてきているところでございます。25歳~44歳の就業率は、平成元年から21年までの20年間で、59%から66%へと上昇しております。しかしながら、スウェーデン、フランスなどといった国々と比較すれば、更なる改善が可能だと思われます。

1ページ、独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った調査結果を引きますと、パートタイム労働者の4人に1人は就業調整を行っている。そのうち26.5%は所得が一定額を超えると配偶者控除を受けられなくなることを理由としているとのデータもあるわけでございます。

こうした状況や、社会・経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除につきましては、雇用機会均等、男女共同参画の理念から、働き方の選択に対して、できる限り中立的な制度となるよう、抜本的に見直しが必要だと考えているところでございます。

次にたばこ税についてでございます。たばこ税につきましては、昨年度の税制改正 大綱におきまして、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向 かって税率を引き上げていく必要があることが記載されているところでございます。 お手元の資料の2ページには、喫煙者の2人に1人が、次の増税では禁煙を考えてい るデータなどを紹介させていただいております。

厚生労働省といたしましては、国民の健康の確保の観点から、将来に向かって税率 を引き上げていくよう、引き続き要望していきたいと考えている次第でございます。

恐縮ですが、最後に地方税についてでございます。事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置についてでございますけれども、我が国の社会保険診療は、世界に冠たる我が国の国民皆保険制度の中で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格の下で、日本全国どこでも全ての国民に必要な医療サービスを提供するものでございます。この意味で、社会保険診療が極めて高度の公共性、公益性を有していることは自明でございます。

実際、医療法は、営利を目的としないということを基本に据えており、また、医師、 歯科医師等は、正当な理由なく診療を拒めない応招義務などの制約も受けていること について、深く御理解をいただきたいと思います。

また、社会保険診療以外の部分、いわゆる自由診療部分に係る特別措置については、 例えば正常分娩を含む周産期医療や、住民の健康診断、予防接種など、公共性は高い ものの、保険対象外である医療サービスが含まれているところでございます。

このように、患者の生命を守る、こうした治療を行う医師や医療法人の存在は、社会保険診療、自由診療部分ともに国民生活を守る砦の一つであり、地域医療の重要な基盤として公共サービスを自ら行っている立場であると考えております。

ここで、事業税の正確にも触れさせていただきたいと思いますが、平成 12 年の政府 税調の答申や税に関する文献などを見ておりますと、法人事業税は事業活動を行うに 当たって受ける地方公共団体の各種行政サービスに要する経費を分担するという考え 方に基づき課税するものとされているところでございます。

すなわち、国税たる法人税は担税力といった租税能力説に課税の根拠を求めているのに対し、地方税たる事業税は地方公共団体から受ける利益に応じた課税がなされるという租税利益説に立つものであり、課税に対する考え方が異なっているわけでございます。医療機関に対する事業税の特例は、昭和27年に創設されておりますが、国税に関する租税特別措置というのは、地方税法における附則に位置しますが、本特例は地方税法の本則に位置付けられているものであり、そうした意味合いで言えば、これは税法の本法に位置付けられたものであるわけでございます。

それは、とりもなおさず、医療法人が民間とは言え、公立病院同様に地域住民の健康保持に不可欠なサービスとして、行政サービスの一翼としての機能を担っていることに着目しているからと言うべきものだと考えております。

以上のような観点から、医療について政策的な配慮から事業税に関する特別措置が 講じられていることは、むしろ当然のことと言うべきものでありまして、厚生労働省 といたしましては、今後ともこれらの措置の存続を強く求めていきたいと考えており ます。

以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。つまり、今までの説明は、昨年度の大綱において検討課題とされた項目のうち、もう既にこの調査会で一旦議論したものを除いた、国税については6項目、地方税については8項目俎上にのぼったということでございますので、これから御意見をいただきますけれども、どの項目について発言したいか明示をされて御発言をいただきたいと思います。

牧野副大臣、どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

経済産業副大臣の牧野聖修です。

原料用途免税に係る件について発言をさせていただきます。もう既に皆さんこのことは十分御案内でございますので、簡単に一言だけ、この件につきましては、今回が課税環境の国際的なイコールフッティングを確保し、我が国産業の国際競争力を維持する最後の機会であり、是非とも恒久化、本則化の実現をお願いしたいと思います。是非とも皆さんよろしくどうぞお願いいたします。以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。 岩本副大臣、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

軽油引取税についてよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

軽油引取税は後です。後藤副大臣、どうぞ。

○後藤内閣府副大臣

直接担当ではないのですが、防災という観点から、先ほど岩本農水副大臣からお話があった、山が荒れて間伐ができないと、結局は災害の拡大につながるというのは、今年の台風 12 号、15 号もそうであります。私は、個人の思いというよりも防災担当として、是非林業経営がどういう形で、勿論この税の問題だけではありませんけれども、やはりきちっと食べていける林業体系にしていく、過渡的かどうかは別としても、その一つの方策として、やはりきちっと民間の林業経営も育っていけるような配慮という部分も必要ではないかということを思い、岩本農水副大臣が提案している部分に賛成したいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

何点かあるのですけれども、まず積極的に応援したいと思っているのは、配偶者控除の見直しです。これは、あまり「マニフェスト」という言葉を引っ張り出す必要はないのですが、扶養控除の廃止、配偶者控除の廃止というのは、堂々と議論して出してきたわけです。これは、先ほど厚生労働副大臣からありましたように、これから就労に関する中立性ということが非常に重要な課題だと思っていますし、例のM字型カーブの谷は、日本はまだ深く、GDPを増やしていく一番手っ取り早い方法は、女性の労働力が増えていくこと。これは、決して働け、働けと言っているのではなくて、恐らく今日的に共稼ぎというのが、ある意味では非常に当たり前の時代になってきているし、世界的に片働きと共稼ぎの出生率の数字を見ると、かつて、60年代、70年代までは非常に片働き世帯の方が出生率は高かった。ところが、80年代以降は逆転し、共稼ぎ世帯になると出生率が向上する。そういう意味で、共稼ぎをし、子どもを産み、育

てられるような条件を作るということが関係してくるのですが、そういう観点からも、この配偶者控除の見直しは3号被保険者問題と並んで、これは早急に進めていかなければならない分野ではないかと私は社会保障・税一体改革をやりながらつくづく思った点でございます。ですから、これは今回どの程度の時間的な論議をする余裕があるか分かりませんけれども、一度、本当に徹底的に社会保障と税との一体で議論しないといけない重要な課題だと思うので、今後、引き続き専門的に論議をする場があってしかるべきだと思っております。

それから、また応援になるのですが、たばこ税の引上げです。個人的にはたばこは増税財源として考えるのではなくて、グッド減税・バッド課税という観点から進めていくべき問題で、今の法体系全体をそういう観点から見直ししなければいけないということを、23 年度税制改正大綱も、確か去年も触れていたと思います。ですから、そういう理念に基づいて、今年が適当な時期かどうか分かりませんが、やはり前回のたばこ税の引上げはかなり大幅でございましたので、これはある程度効果が上がっています。そういう意味で、我々は健康ということを考えたときに、いわゆるたばこ税の引上げというのは積極的に進めていくべきではないかと考えているところでございます。

それから、いわゆるナフサの問題ですけれども、これは今から2年前にも非常に努力をして、かなり頑張ったんですけれども、経産省の方は来年の3月31日に切れる石油石炭税の免税・還付、984億円とありますけれども、これがもし廃止をされた場合、確かビニール袋で1円に上がるか、上がらないかといったような単位だったと思います。また、上の揮発油税等の免税措置というのはかなり大きい金額でございますけれども、この辺りは年次を付けておりますけれども、本当にある意味ではこういった問題について少し考えてみる必要があるのかなと思います。この点はどういうふうに、原料に対しては非課税がいいのではないかという、一般論としては納得できるのですけれども、この点についてどう考えておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

それから、農業の林業のところですが、この路網を整備しているというのは、誰が調べに行くのでしょうか。これは全国広くて、路網がどこまで整備されているのかというのは、やはり調べてみる必要がある点で、誰がおやりになるのか。それから、他の納税猶予では、80%とか、いろいろ制限されているのですけれども、完全に100%非課税という形で、納税猶予ということで考えておられるのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

岩本副大臣、どうぞ。

〇岩本農林水産副大臣

まず、路網整備ですけれども、前回、私が発言させていただいたときの、資料をお

渡ししたのですけれども、今日はちょっと持って来てないのですが、それを見れば分かるのですけれども、誰がというのは当然、農水省が、勿論です。

これは、我々が野党のときから訴えてきたことで、自民党政権のときに何でこんなになってしまったかということなんです。

例えばドイツと日本、それはカナダとかそういうところと比べたって、小学生だって世界地図を見れば分かりますからね。ああいうところと競争したって無理だということはですね。日本はドイツの倍、森林面積があって、ただ、ドイツの場合は斜面が日本のように急ではありません。それでも自給率は倍以上なんです。

比較的比べやすいのはオーストリアなのですけれども、オーストリアの斜面は日本と大体同じぐらいの斜面です。それでもオーストリアは自給率が 100% なんです。

カメラで写真を写したものを前回の資料でお持ちしましたけれども、それでオーストリアに近づけようと。今までの自民党政権下の林道整備というのは、山の中まで観光バスが通るようなアスファルトの道路を造ってきたわけです。しかし、我々はそれでは駄目だと、路網を整備しなければいけないということで、今やっと路網整備をやろうとしているわけです。

その路網整備も、そんなコンクリートではやりません。勿論、経費がかかりますから。砂利道で、砂利も入れる、入れないは経費がかかりますから運搬できるようにきめ細かな路網を整備しなければならない、これは鶏が先か卵が先かという議論ではなくて、もう待ったなしで進めなければいけない整備で、これは農水省が率先してやります。

それと、免税ですけれども、それはお気持ちは分かります。新設というと抵抗がある。しかし、これは月々7、8万円で生活している、夏は1日に30か所も50か所も蚊にさされながら、サルとけんかしながらやっている人たちは、もう手放したいんです。これを100%免税したって辞める人たちが出てくると思います。これは最低限のお願いなんです。それは気持ちも分かります。しかし、もう月に7、8万円で山で木を切れと言っても、今の時代、若者はやらないですよ。それを何とか親の説得で継がせるように、相続税を免除させてやろうということですから、相続税なんかかけていたら、それこそやり手がいないですよ。もう山を売るしかないですから、売るというか県に寄附して、どうぞやってくださいと。また県は国に対して補助金をくださいという感じですから、もうそういう悪循環は止めませんかという御相談です。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

今ので質問なんですけれども、水源林の外資による買収というのが社会問題になったことがありました。いまだに社会問題だと思いますけれども、それとも関係していますか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

〇岩本農林水産副大臣

当然関係しております。これは、先ほどもう相続税を払えないから群馬県に寄附して、どうぞやってくださいという方もいらっしゃいますけれども、自力で何とか公的な金融機関から借入れしながら、自分たちで路網を整備したりしてやっていても、もう会社がいかなくなって、これは宮崎とかの例ですけれども、東京の不動産屋さんに売却して、それを東京の不動産屋さんが一応押さえているということもあります。

この出血を止めないと、やる人が手放すということは買う人がいるということですから、買う人は今のルールでは日本人に限らないわけですから、中国もそうですし、 どこの国だって買っていいわけですから、そういう資源の問題にも直結しております。

○五十嵐財務副大臣

中野会長代行、どうぞ。

〇中野民主党税調会長代行

全くニュートラルで聞きます。今、どのぐらいの相続税の規模になっているのですか。

○岩本農林水産副大臣

今、先ほど申し上げた、月々7、8万円で生活されている方ですね。年間所得が124万円の方。税引前ですから。それで大体1,900万円です。500ヘクタール以上、これが税引前で672万円です。いろいろ引かれますけれども、そういう方々で6,689万円、7,000万円近く。山林王と言われている頂点に立っている人たちでさえ、それはもう手放しますね。だって7,000万円も払えないです。

以上です。

○峰崎内閣官房参与

通常、土地の値段とか林地にしても、収益還元価格みたいのがあるわけですね。そうすると、これだけの所得しか上げていないということは、実質上それで還元していくと、価格としては極めて低い評価にしかならないので、そうするとこんなにたくさんの相続税額がかかってくるというのは何か不思議なような気がします。

つまり産業としてもう成り立たなくなっているという状態になっているのだったら、 それは林業論としてどうするかということと、それが相続されなくなっていくという のはどういう関係があるのかなというのが気にはなっているところです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

これは外材を輸入しすぎたというのもありますし、外材が安いから日本の建設会社 もカナダですとかフィンランドですとか、外材を輸入するわけですね。日本の木材と 海外の木材ではもう闘えなかったわけですよ。しかし、闘えなかった理由には、その 山に対する公共事業というのは観光バスだとか、そういうのばかりを作って、路網に お金をかけていなかったわけです。それで我々民主党政権になって、もうそういう使 い方ではなくて、路網にもう一切そういう山の中で贅沢な道は駄目よと、もう路網よ ということで、今それに集中して、しかもこの税金はやる気がある人に対してですか ら。ほとんどもう、みんなやめたいので、やる気があると、やるのであったら免税と いう措置ですから、もともともうやる気がない人には、それはしようがないですけれ ども、中国がいいとか悪いとかではないですけれども、そういう民間企業の不動産屋 さんに売ったりとかいうのは、やってもらいたくないのです。しかし、これはやめる 人にまで、今、農林水産省は実はこの間も職員の数が多いのではないかというのです けれども、来年の募集する現場の林野庁でも80人なんですよ。鳥獣被害も全国で200 億円以上の被害を受けていて、せっかく野菜を作ってもサルが食べてしまって、また 何か月もかけてできたら、また取られて、もうやる気もないと。だから、鳥獣被害。 猟友会の方々も高齢化が進んで、目が悪くなってくるわけですよ。弾が当たらないわ、 手が震えるわ。では、若者にと言ったって、跡継者も育っていない。これは林野庁が、 これはいろいろ議論はあるのですが、今度入省するときは、現場の人間は猟友会と一 緒にやっていただけるようなことは覚悟してくれということで入省してもらわなけれ ばいけないぐらい大変です。

いずれにしても、今度は資料を各省庁がどれだけ人員削減で努力したかをお持ちしますけれども、この林業がこういうふうになってしまったというのは、トータル的な問題ですね。それを世界の林業と闘えるように路網整備をしようと。路網整備をしてもやる人がいないと話になりませんので、何とか食い止めたい。以上です。

〇五十嵐財務副大臣

では、福田政務官。

○福田総務大臣政務官

総務省としての話も一つあるのですが、実は林業が駄目になった大きな原因は、実は戦後間もなく、昭和 25 年くらいだったかな。立木の関税はゼロなんです。だから、どんどん安い外材が入ってきている。昨日も言いましたけれども、関税を下げすぎた。財務省、平均関税率は3%でしょう。これは米は高いとなっているけれども、平均関税率は3%ですから、木材はゼロですから、これはどんどん安い外材が入ってきているというのが現状で、日本の山村を駄目にしたんです。これが1つです。

それから、これは総務省としての話ですが、先ほど厚生労働省から話がございましたけれども、仮に国税が社会保険診療報酬を見直せば、医療機関に対する国の課税は通常課税となるわけです。地法税のみ非課税や軽減税率を措置し続けるのは問題だと認識をいたしております。

特に自由診療報酬に対する法人事業税の軽減税率については、今回の会計検査院の

指摘事項でも多額の自由診療収入のある医療機関への特例措置の必要性が問題とされているところであり、自由診療への税を一律に軽減する現行措置が適当なのかどうかというのは、検討が必要だと考えています。大綱では、昨年度の議論を踏まえつつ、真摯に議論をし、結論を得ますとされておりますので、政務折衝の場で厚生労働省としっかり協議してまいりたいと考えております。

もう一つ、これは私の個人的な考え方で申し上げるのですが、先ほど配偶者控除の話がありましたけれども、今年は無理だと思っていますが、税制の抜本改革の中で課税の仕方を社会保障と一体で考えて、夫婦であっても一人ひとり原則課税をし、働くことを前提とした税制、社会保障制度というものを日本でも私は作り上げていく必要があるのではないか。これからの少子高齢社会を踏まえて、働いた方がそれこそお得ですよと、税制上も勿論だし、社会保障も年金も充実しますよと、こういう仕組みを作っていく必要があるのかなと思っています。そして、女性の力を最大に生かしていくと、労働力人口がどんどん減っていくことははっきりしているわけでありますから、そういう意味では女性の力をどんどん生かしてもらいながら、社会にもちゃんと貢献してもらうという税制と社会保障を私は作り変える必要があるのではないかと思っています。

〇五十嵐財務副大臣

松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

今、様々な医療の問題がありまして、地域医療というのは極めて今、厳しい環境に来ている中で、診療報酬の事業税、非課税ということも含めて、是非それはそういったものをきちんと継続するべきだろうと申し上げたいのが1点。あとは林業に関しては、これからの日本が世界に対して観光資源等を得る場合に、一番強いのはこの林業、これはもう世界に冠たるものがあると。話に聞きますと、中国とか他の地域においては、韓国でもそうですが、樹齢 500 年を超えるような木はほとんど無い。日本は1,000年を超える木がある。そういう魅力あるものをそういう多くの林業従事者の下支えによって、今日まで何とか維持できてきたと。福田さんがおっしゃるように、戦後、非常に安く外材が入ってくるとかあったわけですが、1,000年の木が残っているうちに守るための努力をしないと、次にまた1,000年かかってしまうという切り口も守るために必要だと思っておりまして、私は今回のこういったことはやるべきだろうと思います。

○五十嵐財務副大臣

辻副大臣、どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

先ほど福田政務官の方から御意見があったことに関連してでございますけれども、 国税と地方税の連動ということでありましたが、それは作日の議論にもございました が、会計検査院から指摘された概算経費控除。この部分の見直しは国税から地方税に 連動するということだと理解しておりますけれども、その点につきましては昨日申し 上げましたとおり、会計検査院の報告も真摯に、また謙虚に受け止めさせていただい たと思いますが、やはり都市にデータが偏っているという御指摘もさせていただきま したが、いずれにいたしましても、地域医療の実態、崩壊と言われるような実態も含 めた実態調査をした上での見直しがあるべきだということを改めて申し上げておきた いと思っています。

もう一つ、事業税の方は国税と地方税は別でございまして、地方においてある事業税でございまして、法人税と直接連動しているわけではないわけでございまして、事業税は単体として取り上げるべきだと思いますけれども、そういった意味から言いますと、地域医療というものをどうとらえるかということで、先ほど申し上げたところでございまして、営利ではない公共性を持っていると。そういった医療というものについて、先ほど応招義務ということも申し上げましたけれども、そういった特性に着目して課税を考えるべきだということを申し上げているところでございまして、これは国税との連動ということは必ずしもないのではないかと思いますけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げた主張を重ねて申し上げたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、滝副大臣。

○滝法務副大臣

2 つ申し上げたいと思います。今、医療の個人事業税の問題が出ましたけれども、先ほどの辻副大臣の発言を聞いていると、正に昭和 27 年当時の武見太郎会長のような発想だと思うんです。あのときにどういうふうに武見会長が言っていたかというと、要するに医者は尊い事業であって、収益を求めていない。それに対して税金を課すようなことがあるならば、学校医を全部引き上げるぞと。予防注射もしないよというようなことを盛んにささやきながら、地方に対して税をかけるなということで相当おやりになったわけですね。今の話だと全く同じです。

ところが地方税は要するに地方で事業をやるための、要するにサービスを提供する 代替えだというものはないではないかと言うけれども、実際の社会保険料を支えてい る中で、地方団体は国民健康保険という格好で相当な金額を持っているわけです。単 なる掛金だけで足りないところは、赤字その他でもって地方団体はかなり市町村の国 保に対して提供しているというのが現実ではないかと思います。

そういう意味では、地方団体が医療サービスについて何も反対給付がないという発想方法はあり得ないのではないか。国民健康保険制度がここまで普及したから、医者もそれなりの活躍の場が提供されているということは否定できない事実ですから、そこのところはやはり考えないといけないように私は思います。

林業の問題は、岩本副大臣の話を聞いていると、徴収猶予とか相続税の問題ではないと思うんです。勿論もう少し前までは徴収猶予によって逆に破産した大手林業家がいるわけです。なぜかというと、山がいいときに売ったものですから、それも見越して徴収猶予にしてきたと。ところが実際に払う段になったら、もう山が斜陽になって、要するに資金が回っていかなくなってしまった。それで倒産をしたというのが現実に三重県であるわけです。三重県の有名な大林業家があえなくそれで徴収猶予の結果、倒産してしまったというのが逆にあるわけです。

林業は大事だし、それはオーストリアのような格好で日本も学んでいく必要があるし、三重県の速水林業のように路網を徹底的にやっていくというのは当然の話だと思いますけれども、要するに税だけで支え切れるものではないし、税が誘因になるような問題ではないと。だから今の相続税で問題があるとすれば、きちんと現在の森林の価値を要するに評価できていない税制に問題があるので、そこのところはただ単に相続税を免除したからと言って林業がどうなるものではないと。

それは誘因にはなると思いますけれども、もっと国が林業をバックアップするような財政投入をしていかないと、これは問題だと、単純に林業家だけで路網にしたって、現在は安い単価で歩合になっているというのが、速水林業などが盛んに実績として示していますけれども、それだけでは済まない問題があるように私は思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

御指摘をありがとうございます。私も冒頭、これを猶予したからと言って、跡継ぎはどんどんと、あふれるように集まるわけではありませんがということを先ほど申し上げました。

では、例えば文科副大臣が隣にいらっしゃいますけれども、耐震化を含めて、国が全国の小中学校に材木をなるべく利用してもらおうと。しかし、これは WTO もありますから、それは各地方自治体の判断でと。国はそこまでしか言えませんし。この木材はいろいろな学者さんが調べて、コンクリートの冷たい教室で学んだ子どもたちは切れやすい子どもが生まれると。しかし、木のぬくもりで育った子どもたちは本当に心温まる、温かい優しい子どもが育つと言われておりますし、これは私は昔、委員会等で取り上げたこともありますが、なるべく地方自治体の判断で材木をなるべく使ってもらうようにもしなければいけないと思っております。

ただ、やはり水源とか、どこの国がいいとか悪いとかではないですが、私どもの土地とか森林はある程度、国も守っていかなければいけませんし、これは林野庁も先ほど誰が見るのですかと言って、私は農林水産省と言ったんですが、林野庁ですけれども、林野庁がしっかり今から、かつを入れて、私どももやっていきます。財務省もお役人さんが今日来られていますけれども、月々7、8万円で研修をしてもいいですよ。

3か月でも4か月でも山に入ってやってみればいいですよ。給料は7、8万円とは言いませんよ。蚊に刺されながら。自分たちができないことを林業家にやれと言ったって無理ですよ。

〇五十嵐財務副大臣

そろそろこの議論を収束に向かわせたいので、簡単にお願いします。 森副大臣、どうぞ。

〇森文部科学副大臣

何点か意見を言わせていただきたいと思います。

今の農水省の御意見は、農業、林業の多面的機能ということをきちんと大切にしていくにはどうしたらいいかということの議論の中で重要な御指摘だと思います。

それから、配偶者控除についてですけれども、6ページの昨年の民主党の提言でございますが、これは党内で提言にまとめるところで、この論陣を張った1人でございまして、基本的には配偶者控除を含めて、働き方が中立であるべきだと思っております。

しかし一方、現実的な問題もありますので、そのところは控除から手当へという基本的な考え方、あるいは個人所得課税の根本的な議論、そして経済に与える影響等々、 先ほどの峰崎参与の御提案のとおり、これをよくしっかりと議論する場を設けていた だいて、慎重かつ積極的に議論をしていくべきであると考えております。

適格退職年金は、まだ移行できていない方たちというのは、あとどれぐらいなので しょうか。それだけ確認させていただきたいと思います。

私の方からは、以上です。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。では、今の点についてお願いします。

○辻厚生労働副大臣

本年6月末現在でまだ約8,800件あり、ほとんどは今後の方針を決定済みですが、 このうち今回税制改正要望の対象となるのは170ぐらいだと聞いております。

〇五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

山林相続税に関しては、先ほども申しましたけれども、国土の保全という観点で考慮していただきたいと思っております。現実問題として、地方では都会に子どもが出てしまっていて、相続税がかかりますよというときに手放す。そして買い手がいないと外国に対して売ってしまうということが起きていますので、そういうことで、林業の育成とはほかの観点から考えるべきことかと思っております。

林業政策に関しては、農水省は例えば木材の利用を公共建築物に対して促進する法律を確か去年通していますし、森林法も改正していますし、全体的に木材の需要を増

やしていく方向に舵は切っておりますから、そういう意味で、これはまた一つ後押し になるものだと思っております。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。では、短くお願いします。

○辻厚生労働副大臣

先ほど、滝副大臣の方から、武見太郎か辻泰弘かということで大物にしていただい たわけですけれども、一言だけ。

やはり事の本質は、地域の医療というものを事業と見るかどうか。事業税というのは、事業という営利目的でございますから、地域の医療をとらえるかどうか、その根本論だと思っております。そこだけ申し上げておきたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

牧野副大臣、簡単にお願いします。

○牧野経済産業副大臣

先ほど、峰崎参与からの御指摘と御質問でありましたけれども、詳細につきましては、次回のときにちゃんと数字を説明させていただきたいと思います。

確かビニールは1円上がる程度だったかなと思っています。1円上がるだけで中国 製品に変わるという感じがしますので、是非是非御理解のほど、よろしくお願いいた します。

○五十嵐財務副大臣

横光環境副大臣、どうぞ。

○横光環境副大臣

林業の件ですけれども、私たちの国は7割が林野だといった状況にもあって、林業の生業というのが厳しいのは誰もが認めるところですね。

そして、滝副大臣が言われたことも、私はそのとおりだと思います。この制度を作ったからといって、それを違った形で林業の再生を図るべきだという思いはそのとおりだと思うんですけれども、やはりこの厳しいところでこの制度を新たに作るということによって、更なる下降線をたどることに歯止めをかける一助にはなると思いますので、何とかこのことについては私も賛意を示したいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

番号のところなんですが、この番号のことを全面的にやるのではなくて、総務省にお願いしたいのは、是非次年度課税ではなくて、現年度課税に切り替えていただきたい。国会議員を辞めて翌年、恐らく皆さん方も辞められるときがくると思うんですが、180万円も地方税がかかってくると厳しい状況でありますので、よろしくお願いします。検討してください。

○福田総務大臣政務官

同感です。

〇五十嵐財務副大臣

大分議論が弾みましたけれども、ここはこの程度にしていただきたいと思います。 山林については、駄目だと言っているのではなくて、いかに効率的な政策税制を仕 組むかという観点から議論を続けさせていただきたいと思っています。

配偶者控除についてもかなり御意見がありましたが、これは正に抜本問題でもありますし、大変大きな根本的な問題でございますので、今後も検討する過程を設けますので、引き続き議論を深めていきたいと思います。

それでは、次に移ります。引き続いて、その他要望にない項目について、三谷政務 官、福田政務官より、簡潔に内容の紹介をお願いいたします。

○三谷財務大臣政務官

その他要望にない項目等の資料を御覧ください。

これらの項目は、各省庁からの要望がないものの、納税環境の整備を推進する等の 観点から、平成 24 年度税制改正で税制当局として措置すべきと考えられる事項です。 毎年手当している項目や執行の細目等に関わる事項が多いことから、資料をお持ち帰 りの上、不明な点があれば、事務的に確認いただければ幸いです。

なお、⑨相続税の連帯納付義務の見直しについては、昨年度の大綱において検討事項として記載された項目であることから、論点等を事務方より説明させます。

○江島財務省主税局税制第一課主税企画官

恐縮でございます。簡潔に御説明します。補足資料の8、9ページで御説明をさせていただきます。

こちらに「相続税の連帯納付義務の見直し①」とございますが、下に条文がございます。相続税法第 34 条、同一の被相続人から相続により財産を取得した全ての者は、その相続により取得した財産に係る相続税について、当該相続により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずるということでございます。

一番上にございます昨年度の大綱におきましては、その在り方について幅広く検討 を行いますということでございます。

趣旨については、真ん中にございますように、相続税の徴収を確保、納税者の負担 の公平ということでございます。

9ページは、この連帯納付義務につきましては過酷な例があるということの御紹介 でございます。

この方は実際にあった例ですが、左側に「被相続人」を点々で囲っておりますが、 16.9 億円の遺産総額を残してお亡くなりになりました。

左側に、先妻との間にお生まれになったお子さんがA、B、Cと3人、そして後妻

のF さんとの間に生まれたお子さんがD、E ということで、A $\sim F$ が相続人ということでございます。

したがいまして、ABCグループで 4.4 億円の財産、DEFグループで 12.5 億円の 財産を相続されました。

右側の年表に移っていただきまして、平成 3 年 9 月に相続を開始いたしておりますが、平成 4 年に D、 E、 F のお三方は納付を済まされました。他方、 A、 B、 C の方は 4,000万円の納付にとどまりまして、残り 1.5 億円は延納ということでございます。延べ払いでございます。将来発生する利子税と合わせて、不動産の 2.2 億円の担保を提供されておられます。

平成5年3月以降、 $A\sim C$ の方に順次滞納が発生いたしまして、平成12年10月に延納許可取消しということで、本税1億300万円等々が一気に滞納になったということでございます。

その後、若干の一部納付がございましたけれども、平成19年7月に、ついにということで、残ったD、E、Fの連帯納付義務者の方々に、その時点で発生していた延滞税1.1億円を含めた2.3億円が突如請求されたという事案でございます。

なお、この 2.2 億円の担保を提供したのは平成4年でございますけれども、そのころの地価が 100 としますと、ずっと落ちておりまして、連帯納付義務が追求されたときは2割ぐらいにへこんでいるという状況でございます。

下に〇が3つございます。

最初の〇は、長期間経過後に連帯納付義務を追及することを強要する制度は、連帯納付義務者を長期間不安定な状況に陥らせ「不意打ち」になるという批判がございます。

2つ目の○は、このように担保を提供した上で延納しているのに、担保価値が下落 したというリスクを税務当局ではなく担保提供した者以外の納税者が負うという姿に なっていることをどう考えるかという論点がございます。

3つ目の○は、他方で、連帯納付を全く追求しないということになりますと、租税 債権が満足されず、財政負担ひいては他の納税者の方の負担につながってしまうとい う点についてどう考えるかという論点があると存じております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。福田政務官、お願いします。

○福田総務大臣政務官

それでは、地方税においても各省庁から要望がないものの、国税と同様の趣旨などから、平成24年度税制改正で税制当局として措置すべきと考えられる事項について、お手元の資料「その他要望にない項目等(地方税)」のとおりまとめておりますので、後ほど御参照いただき、不明な点があれば、事務的に確認いただければ幸いです。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

お忙しいとは思うんですが、確か去年、相続税連帯納付義務の問題について問題提起させていただいて、今年これが出てきたんですけれども、基本的に先ほどの事例でお話しなさったように、自分がもう払っているのに他の人の分が自分に賦課されていくというのは、税金を払わないことに対してどうするんだというのは、確かに納めない方が悪いわけなんですが、それを連帯させられるというのは、やはり問題なのではないか。合理性というか、納得性が恐らくないのではないかと思うんです。

ですから、これは基本的には廃止をするか、あるいは租税回避的なことを考えていることがあって、悪質な場合とかに限定するとか、そういうふうに考えなければいけないのではないかと思います。

それと、税務手続や通知が、最近はちょっと改善されたという話を聞くんですけれども、こういったことに対する手続面で言うと、例えば、共同相続人はちゃんと税金を払っているか、払っていないかということを税務署に問い合わせてもなかなか教えてくれないとか、そういう手続面の改良ももう一つ必要なのかなと思うんです。

それと、利率がすごく高いんですよ。ここに書いてある延滞税ですか。これは2か月間までは4.3%ですか。それが一気に14.6%まで上がるんです。14.6%の利息というのは、7年間で倍になってしまうんです。そうすると、2,000万円ぐらい納めなければいけないのが、15年ぐらい経つと6,000万円ぐらいにぽんとはね上がってしまうんです。この延滞税が高いことに対する非常に厳しい批判が出てきておりまして、そういう意味で、これは是非、私は様々な加算税とか、利息税とか、税だけではなくて、政府が取っている利息の一覧表を出していただいて、重加算税ではどのぐらいなのか。とにかく14.6%と聞いたときに、今の世界で言えば高利貸しですよ。そういう意味で、国が高利貸しをやるようなことはあってはいけないのではないかと思うので、勿論、悪質なものに対する課税で、税で重くするというのはあり得るんですが、そういう加算税とか、滞納をしたときの利子税とか、そういったことについて一覧表を次回にでも出していただいて、その見直しを1回かけたらどうかと思いますので、問題だけ提起しておきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。この後、メインイベントが控えておりますので、今日のと ころはここまでにさせていただきたいと思います。

続いて、今、申し上げましたけれども、議論が白熱することが予想されます軽油引 取税に係る課税免除措置の取扱いについて、俎上に乗せます。

福田政務官から、簡潔に御説明をお願いいたします。

○福田総務大臣政務官

お手元の資料「軽油引取税に係る課税免除措置の取扱い」を御覧ください。

各省庁からの改正要望ヒアリングの際に御議論のありました、今年度末に期限が到来する軽油引取税に係る課税免除措置の取扱いについて、これまでの本調査会における御議論を踏まえ、総務省として基本的な考え方を作成いたしましたので、提案したいと思います。

これまで講じられてきた、軽油引取税の課税免除措置については、平成 21 年度に軽油引取税が一般財源化されたことに伴い、道路に直接関係しない用途においても、原則として課税すべきものとなったところであります。

ただし、この特例措置の廃止に伴う国民生活への影響等を精査する必要があるため、 今年度は、資料にお示しした、特に見直しが必要な3点を除き、それ以外は原則として3年間延長した上で、引き続き検討することとしてはどうかと考えております。

まず、国、地方公共団体などが使用する軽油については、揮発油税と同様に課税扱いすべきものと考えます。

次に、大きな利益を上げ、多額の法人税を納税しているような企業については、特 例措置の対象から除外してはどうかと考えます。

また、特例対象業種に占める特例利用率が極めて低く、かつ1件当たりの免税額もごく僅かなものについても特例措置の対象から除外してはどうかと考えます。

総務省としては、以上の基本的な考え方に沿って、各省庁との政務折衝に臨みたい と考えております。

説明は以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

これに対して、引き続いて、松原国交副大臣と渡辺防衛副大臣から関連資料の提出がありますので、それぞれ簡潔に御説明をお願いいたします。それでは、松原副大臣、お願いいたします。

○松原国土交通副大臣

国土交通省から、軽油引取税の課税免除措置に関して御説明をいたします。

まず、海上保安庁に関わる軽油引取税の課税免除措置についてですが、資料の1ページを御覧ください。

海上保安庁は、海洋権益を確保するための領海警備や東日本大震災における人命救助・復旧活動といった重要業務を巡視船艇などを用いて遂行しています。東日本大震災に関しては、今もなお日夜業務を遂行するなど、その公共性は極めて高く、今後一層の業務量の増加が見込まれます。その責務を果たすためには、燃料の大半を占める軽油に係る免税措置の継続は不可欠です。

繰り返しになりますが、海上保安業務の公共性は極めて高く、お示しの取扱案では、

国などの公的主体と民間主体に分けた上で、国等にのみ課税する根拠が不明と考えます。

また、これまでの議論で、課税する場合には国の予算に計上することとされましたが、現時点で何の具体的な予算措置案も示されておりません。海上保安庁への課税見込額は約21億円でありますが、これは同庁が1年間使用する燃料費の約20%にも上ります。険しい予算事情の中で人件費などの固定費が7割に達する海上保安庁の予算を措置することは不可能です。

このまま免税措置を廃止すれば、海上保安庁の業務に重大な支障が生ずるため、今回の取扱いは到底受け入れられず、税制措置を引き続き適用することは必要不可欠であり、是非ともよろしくお願いします。

続いて、鉄軌道車両等に係る軽油引取税の課税免除措置についてです。 2 ページを 御覧ください。

初めに、この免税措置の政策目的は、地域鉄道ネットワークの維持及び活性化及び 鉄道貨物へのモーダルシフトの推進であります。この免税措置の適用対象となる軽油 を燃料とし使用しているのはディーゼル車でありまして、ディーゼル車両は電化され ていない路線で運行されております。

このような非電化の鉄道路線の現況を御説明します。

非電化路線のほとんどが実動需要の少ない地方のローカル線です。具体的な非電化路線は、3ページを御覧いただきたいのですが、新幹線や東北、東海道、山陽本線といった主要路線は黒や青で表示しているのに対し、非電化路線は赤字で示しているように、これらの主要路線から枝のように伸びる支線であり、鉄道ネットワーク形成の基盤となっているJR各社を運行する地方ローカル路線の多くも非電化であります。

これらの非電化路線の運行維持については、2ページの中段下に、JR 本州3社事例を示しておりますが、会社全体の営業キロ数に占める非電化路線は24~33%と大きな割合を占めているのに比べ、輸送量では会社全体の0.7~1.7%となっております。

運輸収入も少ないことから、経営規模の比較的大きな JR 本州 3 社においても、採算の確保が非常に困難な路線であり、路線の維持が会社の大きな負担となっていると言えます。

その他のJR各社や三セク、鉄道においては、言うまでもありません。また、これらの非電化路線における本免税措置による減税額の実績は資料の中段にありますが、仮に本特例措置が廃止され、これらの路線に係るコストが更に増加するとなれば、路線維持が困難となることは必至です。

以上のように、特に採算の確保が困難な非電化路線において、軽油を燃料とするディーゼル車両による鉄道輸送を実施している鉄道事業者の経営の安定化を図り、地域住民の生活基盤となるローカル鉄道路線の維持を図るために、現在、本免税措置の対象となっている全ての鉄道事業者に対し、経営規模を問わず、本特例措置を引き続き

適用することが必要不可欠であり、よろしくお願いいたします。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、渡辺副大臣どうぞ。

○渡辺防衛副大臣

昨年の9月まで、私は地方税の税収増を担当していた総務省の副大臣をしていて、その立場も踏まえて申し上げるわけでございますけれども、御指摘はよく分かりますが、防衛省の予算というものは毎年減らされておりまして、万が一、今、免税されている艦船に係る燃料が課税されたら 151 億円の予算を要求しなければならないという現状でございます。

ちなみに、東日本大震災で災害派遣された艦船の燃料を購入した額が 69 億円でございます。それで、昨年の海賊対処でソマリアに行った 1 年間の船の燃料費が 31 億円で、151 億円という、燃料に課税されるというのはどれぐらい巨大な額かということは、こうした例と比較していただければ御理解いただけると思います。

これは国防という全く営利でも何でもなく、国家の存在基盤を本当に確立している 防衛省という役所の性質に鑑みまして、もし151億円も減らされることになりますと、 実は4割ぐらいの船が稼働できなくなるということでございまして、総務省の御主張 を理解しながらも、何とぞそういう現状であるということの上で、是非とも延長をお 願いしたいということを簡潔に申し上げたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

岩本副大臣、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

水産庁も、尖閣諸島の問題ではありませんけれども、漁船がぶつかったらへこむような船で頑張っておりますし、我々も、以前もロシアの近海で調査船が拿捕されたりとかがありましたが、そこでジェットで猛スピードでいってそういう問題を解決するぐらいの船であるのならまだいいんですけれども、そういう船で精いっぱい、6隻で日本全国を、水産庁が一応、密漁とかそういうものを調査しているわけです。船の数も足りなすぎます。日本の陸の中に大きなトラック、ダンプカーを6台でチェックしているようなものですから、これは海ですから、もっと広いですから、その中でやっておりますし、何とかこれもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇五十嵐財務副大臣

滝副大臣、どうぞ。

○滝法務副大臣

防衛副大臣がおっしゃることはごもっともなんですけれども、基本的に、一番最初のときの議論で、やはりこういうものはきちんと財政措置をするということでないと税としての本筋が貫かれないのではないかと思います。ただ、頭だけ、例えば防衛費

がふくらむとか、そういう問題はあるかと思いますけれども、基本的には財政措置だと思うんです。現実に地方団体が購入している自動車は、県も市町村もみんな国税がかかっているんです。公共団体だからといって国税は勘弁してくれていませんので、国税は極めて厳重に税としての筋を通しているという状況からすると、やはりおかしいんです。

そういう意味で、先ほどから問題になっている、また元に戻すようですけれども、 医者の社会診療報酬の事業税の問題もそうなんです。あれは基本的に、昭和 27 年のと きの社会診療報酬を決めるときに、要するに武見太郎さんに押されて、当時の厚生省 が大蔵省にかけ合わずに公租公課の中から地方税を抜いてしまったからなのであって、 その話なんですから、この際、やはりきちんと税としての筋は通していただきたいと 思います。

○五十嵐財務副大臣

横光副大臣、どうぞ。

○横光環境副大臣

軽油引取税なんですが、特に見直しが必要なものに限っては廃止。そして、3項目を挙げていますね。この中の2番目の「多額の利益を上げ、十分な担税力があると認められるもの」、これが恐らく鉄軌道車両ということにも関わるんでしょうけれども、これはどういうことなんですか。多額の利益を上げていないところはこれに入らないということですね。例えば JR で言えば三島・貨物、これはここの多額の利益を上げていないんですね。そういったところでは、ここは外されるということの解釈でいいんですね。

○滝法務副大臣

いや、九州も入るのではないんですか。

○横光環境副大臣

九州も三島です。

○滝法務副大臣

九州は新幹線で儲かるではないですか。

○横光環境副大臣

いや、まだ支援措置でやっておるんです。

○五十嵐財務副大臣

福田政務官からお答えをお願いします。

○横光環境副大臣

まだプラスになっていないんです。

○福田総務大臣政務官

まず、質問の方からお答えしたいと思いますが、例えば JR 本州 3 社や NTT ドコモのように、明らかに大きな利益を上げて多額の法人税を納めている企業が、それに比

べて極めて少額の軽油引取税を課税免除されているようなものについては見直す必要があるのではないかと考えております。

資料がありますので、ここで全部申し上げますか。

○横光環境副大臣

ですから、担税力のないところは対象ではないということですね。

○福田総務大臣政務官

それは当然、そういう考え方をする必要があるのではないかと考えております。

○五十嵐財務副大臣

松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

今の横光副大臣の御意見の中にもありますが、ただ問題は、事業というものは、それぞれの全体でどうだという議論もありますけれども、やはりそれぞれでどうかという議論があるので、先ほど申し上げたように、赤字ローカルラインで、しかも極めて利益も上がっていないといいますか、そういう状況の中において、こういうふうなことがあるならば、それは社会の一つの、公のものとして頑張ろうということになりますが、それでは、これを課税しましょうということになれば、それは要するに、日本の国全体の中で打ち切っていい、そういうふうな議論になってしまうわけですから、私はここは、単に税金を課する云々と別の、極めて慎重な判断が、やはりそこはやめてバスにしましょうとか、そういうような話で行くのかどうかという、でも、バスになってしまうと寂れるのはよくあることで、そこまでの判断を、地方自治を考える総務省としてなさるのかということは、やはり一つの判断基準となるわけです。

それから、もう一点の方は、先ほども言ったんですが、ここに予算措置の内容の提示で、特に恒久的に要求額がきちんとできるか云々かという、この辺の議論もまだ不十分なので、これはもう少し継続して議論しないといかぬと思っています。

○福田総務大臣政務官

それでは、よろしいですか。

○岩本農林水産副大臣

その前に、先ほど JR の三島・貨物の件で、九州も新幹線が通ったではないかという話があったんですけれども、しかし、長崎新幹線も計画しておりまして、やはり日本の歴史を考えて、被爆県の長崎・広島、それとやはり沖縄というものは、国は責任を持って県民の皆様に対して幸せを運ばないといけないと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、福田政務官どうぞ。

○福田総務大臣政務官

まず、松原副大臣の御提案ですけれども、それは本当に十分に考える必要があると 思います。どんな形で地方の交通機関を維持していくかということについては慎重に 考える必要があると思います。

そこで全般的な御回答をさせていただきたいと思ったんですが、国交省の話、防衛省の話、農水省の話、それぞれ大変ごもっともな話だと思いますけれども、この特例措置の廃止に伴う予算措置があるということを考えれば、税制調査会の方針として皆さんの御了承をいただいて、財政当局の方にきっちり、先ほどの滝先生の話ではありませんが、予算措置をちゃんとしていただくということが前提ならば、国と地方についてはそうしたことも考えられるのではないか。国と地方についてはそう進められれば有り難いというのが考えです。

それから、農林水産業の軽油の課税免除については、農林水産業を取り巻く諸情勢を考えれば延長を検討することはやむを得ないと思いますが、特例の必要性は絶えず検証する必要があると考えておりますので、今すぐ恒久化するということは考えられないのではないか。なお、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置についても、また時限措置となっているというような現状でございます。

それで、先ほどJRの儲かっているところからはいただくのかという話がございましたけれども、特例措置の廃止に伴って国民生活への影響等をやはり精査する必要があるため、特に見直しが必要な3点を除いて、それ以外は原則として3年間延長した上で引き続き検討してはどうか、そのように考えております。その第1段階として、十分な担税力のあるところから課税扱いとする方向で、全てをということではありませんけれども、検討させていただければありがたいと、このように考えております。

〇五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○渡辺防衛副大臣

先ほど申し上げませんでしたけれども、軽油引取税の免税措置がもし万が一、百歩譲って無くなると、これは自治体に対して地方税が、大湊とか舞鶴とか佐世保とか、海上自衛隊の大きな基地があるところには税収が確かに入りますけれども、それ以外の例えば海の無い県とか、あるいは海上自衛隊の施設がない自治体ですと、ものすごいばらつきが出るんです。その点についてはどうお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

先ほどもおっしゃった財政措置をするということで、例えば納税額の減免措置が無くなった部分を、後で、その部分は燃料費として補填してくれるんだという、その担保は本当に取られるかということについて、これはやはり、税調ではそういうふうに決めても、最終的にどうなるかということについては、自衛隊のようなところはそれによって、訓練から、オペレーションから、それが大変に制約されるわけでございまして、先ほど申し上げましたけれども、非常に国防という、正に国家の生存本能ともいうべき防衛省が、そういう意味では手足をもがれた状態になる、そこについては、私は市場原理が働かなくて、営利企業でもないという、この国防という観点を考えれ

ば、これは国土交通省等もそうですけれども、正に警察とか国防権を持っていること については、やはり御配慮いただきたいと重ねて申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

簡単にお願いします。

○松原国土交通副大臣

今、渡辺副大臣の議論と極めて類似しておりますが、例えば予算はこれぐらいですとなったら、その中で活動しようという、一つの行動のたがに必ずなってきて、やはり海上保安庁的には、今、大変に日本の近海というものは重要なんです。いろいろな不審船が入ってきたりして、今、更にそれが盛んになっている。そこで仮に一定額出るとしても、それがキャップをはめられて、これは予算額が厳しいからちょっとついていけない、それは表立って言うかどうかは別にして、そういうふうな、事実上内面のプレッシャーにもなったりすることがあるとすれば、それは国益に極めてマイナスだと私は思うんです。

ですから、今は特に、このところものすごくそういった案件が多すぎる中で、これが一定のフラットなところに来ているなら別ですけれども、この状況の中であらかじめ決めてというのは、なかなか国益に合致しないのではないかと思っております。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

軽油引取税の恒久化ですけれども、これは恒久化したからといって、それこそ先ほどの林業ではないですが、それでは、みんな跡を継ぎましょうとか、そういうふうにはなりませんけれども、それと、我々が主張して、今、実行している戸別所得補償、これは自民党政権のときは結果的に23%補償していたんです。それで、我々の戸別所得補償をして、やはり四十数%になります。それでも78%を補償していますヨーロッパの半分ですから、それでは、戸別所得補償をヨーロッパみたいに78%にできるのかといいますと、それはできないわけですから、こういうところで、穴埋めというと言い方はあれですけれども、農業の皆さんに援助しないと大変厳しいと思います。

それで、戸別所得補償だけ言っても、片やヨーロッパは 78%、これは戦後、65 年前は地球上から食糧が無くなったわけですから、この 65 年で何でこんなに差ができたのかということなんですが、やはり農業を守っているんですよ。それは江戸時代であれ、戦国時代であれ、士農工と続きますけれども、守っているわけですからね。

もう一点、ヘクタールを 20 から 40 にしようとしていますけれども、40ha にまとめるのも大変で、まとまったとしても、ヨーロッパは既に平均が 40~80ha なんです。それはカナダとか、オーストラリアとか、アメリカと競争しようと思っても、それは小学生でも世界地図を見れば勝負にならないのは分かりますからね。しかし、ヨーロッパの、先ほどオーストリアと言いましたけれども、フランスとか、イタリアとか、

そういうヨーロッパ諸国とは渡り合える環境をやはり作るべきだと思います。 以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、最後に、森副大臣どうぞ。

○森文部科学副大臣

ありがとうございます。

軽油引取税に関しましては、先ほどの総務省の御提案、総務大臣政務官の御提案に 私は賛同させていただきたいと思います。ただし、その予算措置が、財政措置がなさ れるということを条件という御提案は非常に説得力があると思います。

先ほどの御提案の中で、多額の利益を上げ、十分な担税力があると認められるもの、ここにきちんと特例措置を廃止して課税していくためには、やはり、国や地方公共団体が使用するものについて、その特例措置を無くすということは非常に重要であると思いますので、これはきちんと必要経費として予算で要求し、そして、それは先ほどのような、国防に関わることなんだと言われないように、財政当局でしっかりと財政措置をするという条件の下にやっていただければと思います。

〇五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

先ほど、この場で滝先生がおっしゃったから恐縮ですが、1度言わせていただきたいと思います。

私はむしろ、過去のことに引きずられた御議論ではないかと思うんですけれども、問題の本質は、やはり過去の経緯とか背景とかがいかであれ、今日的に地域医療というものを営利事業と見るかどうか、それが本質である、根本であると思っています。 そこだけ申し上げておきたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。

私、例えば今の軽油引取税についてはどちらにも軍配を上げませんけれども、例えば軽油引取税の制度が変わったときに、A重油に逃げる可能性がある。そうすると、環境的にはどうだろうかというようなことも視野に入れて幅広く検討しなければいけないということだと思います。そういう意味で、引き続き事務レベル、また、政務レベルで折衝が必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、長時間にわたり熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。御苦労様でした。これまでの審議において、各省庁からの要望項目や要望にない項目について取り上げましたので、平成24年度税制改正の検討課題については議論が一応、一巡したものと考えます。今後は、まずは明日以降、政務折衝を開始させていただきます。その状況も踏まえた上で、次回の日程・議題につきまして改めて

御連絡いたします。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。 記者会見はこの後、この場所で行います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、 速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。 内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきくださ い。